

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 国民健康保険法の一部改正に伴う改正（第9条の2、第9条の3、第9条の4、第9条の5、第9条の6、第27条関係）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

（改正内容）

過料に関する規定から被保険者証の返還に係る部分を削るほか、引用条文に移動等があることに伴い、関係規定を整備する。

2 国の通知による運用に対応するための改正（第23条関係）

認知症などで判断能力が不十分で、かつ、身寄りの有無が判明できない被保険者が、急患等で保険医療機関等を受診した場合において、資力の有無が不明である又は資力の活用が困難であるなど、直ちに医療費を支払うことができない事情があるときは、職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、当該被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予を最長でも1年間活用するよう国から通知があったことを踏まえ、これに対応するための改正を行う。

（改正内容）

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年以内の期間を限って徴収を猶予することができる特例を規定する。

※ 一部負担金の徴収猶予については、条例で期間を規定していないことから、改正は不要である。

3 施行期日等

令和6年12月2日から施行する。

被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料については、その行為が施行の日前又は施行の日以後、被保険者証の有効期間においてしたものであるときは、改正前の規定による。

また、保険料の徴収猶予に係る特例については、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用する。